■佐世保市障害福祉サービス等指定更新時の必要書類一覧表■

※「○」及び文字を記載している書類は提出必須、「▲」は付表別紙により最新の変更届から内容の変更が無ければ省略可、「△」を記載している書類は必要に応じて提出してください。

#	様式番号	様式整理	様式等作成時の留意事項	サービス種類																									
				居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護	居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護 事業所所在地以外の場所で一部実施する場合	療養介護	生活介護	生活介護 一体的に実施する従たる事業所	短期入所	重度障害者等包括支援	自立訓練（機能訓練）	自立訓練（機能訓練） 一体的に実施する従たる事業所	自立訓練（生活訓練）	自立訓練（生活訓練） 一体的に実施する従たる事業所	就労選択支援	就労移行支援	就労移行支援 一体的に実施する従たる事業所	就労継続支援（A型）	就労継続支援（A型） 一体的に実施する従たる事業所	就労継続支援（B型）	就労継続支援（B型） 一体的に実施する従たる事業所	就労定着支援	自立生活援助	共同生活援助（介護サービス包括型）	共同生活援助（日中サービス支援型）	共同生活援助（外部サービス利用型）	障害者支援施設（施設入所支援）	一般相談支援	計画相談支援・障害児相談支援	計画相談支援・障害児相談支援 一体的に実施する従たる事業所
1	様式第３号	指定更新申請書	●上部申請者欄の代表者名には、役職と氏名を記載すること。 ●所在地の記載は、丁目・番地、マンション名、階数等まで正確に記載すること。 ●事業所の名称は、正確に記載すること（指定書の名称となる）	○		○	○		○	○	○		○			○		○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	
2	付表	指定に係る記載事項	●当該サービスに付随する付表を提出すること。	付表1		付表2	付表3		付表4	付表5	付表6		付表6		付表7	付表8		付表9		付表9		付表10	付表11	付表12	付表12	付表12	付表13	付表14	付表15	
3	付表　別紙	障害福祉サービス等指定更新申請における提出書類省略に係る届出書	●当該サービスに付随する付表別紙を提出すること。	付表1　別紙		付表2 別紙	付表3　別紙		付表4 別紙	付表5 別紙	付表6　別紙1		付表6　別紙2		付表7 別紙	付表8　別紙		付表9　別紙1		付表9　別紙2		付表10 別紙	付表11 別紙	付表12 別紙	付表12 別紙	付表12 別紙	付表13 別紙	付表14 別紙	付表15　別紙	
4	-	登記事項証明書（写し可）	●指定を受けようとするサービスを記載した登記簿の写し等を提出すること。	▲		▲	▲		▲	▲	▲		▲		▲	▲		▲		▲		▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	
5	-	理事会会議録の写し ※登記簿が提出できない場合のみ提出	●登記手続きに時間を要する場合、指定更新を受けようとする事業を実施する旨を意思決定したことが分かる理事会会議録等を提出すること。 ※後日、登記完了後、登記簿の写し等を提出すること。（省略可）	▲		▲	▲		▲	▲	▲		▲		▲	▲		▲		▲		▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	
6	-	定款又は寄付行為 ※就労継続支援Ａ型事業所のみ提出	●就労継続支援A型の指定更新を受けようとする場合は、法人定款または寄附行為の写しを提出すること。															▲												
7	参考様式1	施設または事業所の平面図（各室の用途を明示） ※各部屋の面積を記入すること	●既存の平面図で構わないが、設備基準で求められている各部屋・設備の用途、面積を明示すること。（訓練作業室・便所・多目的室など必要な設備全て） ●共用の場合は、共用部分と専用部分を明確にすること。	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
8	参考様式2	設備・備品等一覧表	●設備基準上必要な設備や配慮すべき事項を詳細に記載すること。	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
9	-	建築物に係る検査済証又は建築士による確認票等 ※同建物について過去に提出している場合は不要	●建築物の検査済証又は建築士の方からの法適合性確認書及び建築士証の写しを提出すること。（建築基準法上、当該障害福祉サービスとして定められる主要目的にて検査等を受けているものが必要）			△	△	△	△		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△			△	△	△	△			
10	-	直近２年以内に実施された消防設備に係る検査済証又は立入検査表の写し	●直近２年以内に実施された消防設備に係る「検査済証」の写し又は、直近２年以内に実施された消防設備に係る立入検査表の写しを提出すること。 ※自己点検表などは不可。（消防局の確認によるものが必要）	△	△	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○			
11	別紙2	従業者の勤務等の体制及び勤務形態一覧表	●指定更新を受けようとする日が属する月の従業者の勤務体制一覧を提出すること。	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
12	参考様式12	従業者の兼務状況確認表	●全ての従業者（管理者を含む）の他事業所等における兼務状況を記載すること。	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
13	参考様式3	管理者の経歴書	●管理者の経歴について、就いていた職種ごとに行を分けて詳細に記載すること。	▲		▲	▲		▲	▲	▲		▲		▲	▲		▲		▲		▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	
14	参考様式3	サービス提供責任者、又はサービス管理責任者の経歴書	●サービス提供責任者又はサービス管理責任者の経歴について、就いていた職種ごとに行を分けて詳細に記載すること。	▲		▲	▲			▲	▲		▲			▲		▲		▲		▲	▲	▲	▲	▲	▲			
15	参考様式4 参考様式5	全従業者の資格要件を確認するための書類（ヘルパー、医師、看護職員、管理栄養士及び栄養士等）	●資格を要する職種に係る従業者の資格要件を確認するために必要となる資格証の写しや研修修了証、実務経験証明書等を提出すること。（ヘルパー、医師、看護職員、管理栄養士及び栄養士、就労選択支援員の研修修了証等）	△		△	△		△	△	△		△		△	△		△		△		△	△	△	△	△	△	△	△	
16	参考様式3	全相談支援専門員の経歴書	●相談支援専門員の経歴について、就いていた職種ごとに行を分けて詳細に記載すること。																									▲	▲	
17	参考様式3	全相談支援員の経歴書	●相談支援員の経歴について、就いていた職種ごとに行を分けて詳細に記載すること。 ※相談支援員を配置する場合のみ提出																									△	△	
18	参考様式4 参考様式5	全相談支援員の資格要件を確認するための書類（資格証の写し等）	●相談支援員の資格要件を確認するために必要となる資格証の写しや研修修了証、実務経験証明書等を提出すること。 ※相談支援員を配置する場合のみ提出																									△	△	
19	参考様式13	運営規程	●指定更新を受けようとする日において有効な運営規程を提出すること。	▲		▲	▲		▲	▲	▲		▲		▲	▲		▲		▲		▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	
20	参考様式6	利用者またはその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要	●苦情受付担当者と苦情解決責任者は、別々の者を設置すること。 ●苦情受付から解決・その後の活用まで詳細に記載すること。	▲		▲	▲		▲	▲	▲		▲		▲	▲		▲		▲		▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	
21	参考様式7	指定障害福祉サービスの主たる対象者を特定する理由等	●原則、特定しないものとするが、やむを得ない事情により特定する場合は、その理由等を詳細に記載すること。	△		△	△		△	△	△		△		△	△		△		△		△	△	△	△	△	△	△	△	
22	参考様式8	障害者総合支援法第３６条第３項各号の規定に該当しない旨の誓約書	●障害福祉サービス、障害者支援施設の指定更新を受けようとする場合は、必ず提出すること。	○		○	○		○	○	○		○		○	○		○		○		○	○	○	○	○	○			
23	参考様式9	指定一般相談支援事業者の指定に係る誓約書	●一般相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の指定更新を受けようとする場合は、必ず提出すること。																									○		
24	参考様式10	指定特定相談支援事業者の指定に係る誓約書	●計画相談支援の指定更新を受けようとする場合は、必ず提出すること。																										○	
25	参考様式11	指定障害児相談支援事業者の指定に係る誓約書	●障害児相談支援の指定更新を受けようとする場合は、必ず提出すること。																										○	
26	-	道路運送法上の許可証	●居宅介護事業において、通院等乗降介助を実施する予定の場合は、国土交通省の許可証の写しを提出すること。 ※運送が報酬や反対給付の対象外としている場合は、許可は不要。	▲																										
27	-	医療法に規定する医療機関として許可を受けたことがわかる証明書	●医療法に規定する医療機関として許可を受けた際の許可証の写しを提出すること。許可の更新があっている場合は、指定更新を受けようとする日において有効なものを提出すること。			▲																								
28	-	居宅介護事業所との委託契約書の写し	●外部サービス利用型共同生活援助の指定更新を受けようとする場合は、居宅介護事業所との委託契約書の写しを提出すること。																							▲				
29	-	受託居宅介護サービス事業者が事業を行う事業所の名称及び所在地並びに当該事業者の名称及び所在地	●外部サービス利用型共同生活援助の指定更新を受けようとする場合は、委託先の居宅介護サービスを行う事業者の事業所名および所在地、当該事業者名および所在地を記載したものを提出すること。																							▲				
30	-	協力医療機関との契約書の写し	●指定更新を受けようとする日において、契約期間が有効な協力医療機関との委託契約書の写しを提出すること。				▲		▲	▲	▲		▲		▲	▲		▲		▲				▲	▲	▲	▲			
31	-	協力歯科医療機関との契約書の写し	●指定更新を受けようとする日において、契約期間が有効な協力歯科医療機関との委託契約書の写しを提出すること。				▲		▲	▲	▲		▲		▲	▲		▲		▲				▲	▲	▲	▲			
32	-	当該指定更新手続きに係る事業の指定書の写し	●指定更新を受けようとするサービスの指定書の写しを提出すること。	○		○	○		○	○	○		○		○	○		○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	